

通所リハビリテーション事業運営規程

通所リハビリテーション事業所

医療法人愛健会 愛健医院

医療法人愛健会 愛健医院 通所リハビリテーション事業所 運営規程

一 事業の目的及び運営の方針

(事業の目的)

第1条 医療法人愛健会 愛健医院が開設する、通所リハビリテーション事業所（以下「事業所」という。）が行う指定通所リハビリテーション事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の理学療法士及びその他の従業者（以下「理学療法士等」という。）が、要支援・要介護状態にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という。）が指定通所リハビリテーションの必要を認めた利用者に対し、適正な指定通所リハビリテーションを提供することを目的とする。

(事業の運営方針)

第2条 1 施設の理学療法士等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 医療法人愛健会 愛健医院
- 2 所在地 佐世保市上本山町 1059 番地

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

第4条 事業所に勤務する職種、職員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 医師 1 名

管理者は、事業所の従業者の管理及び指定通所リハビリテーションの利用の申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 理学療法士等 理学療法士 常勤換算 3 名以上
作業療法士 常勤換算 1 名以上 / 言語聴覚士 常勤換算 0.5 名以上
看護職員 常勤換算 2.5 名以上
介護職員 常勤換算 1.2 名以上

理学療法士等は、通所リハビリテーション計画書を作成し、利用者又はその家族に説明する。理学療法士等は、指定通所リハビリテーションの提供にあたる。

三 営業日及び営業時間

第5条 事業所の営業及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 通常月曜日から土曜日迄とする。但し国民の休日、8月13日から15日迄、12月30日から1月3日迄を除く。
- 2 営業時間 午前8時から午後6時迄とする。

四 指定通所リハビリテーションの利用定員

第6条 事業所の利用定員は、3単位106名以内とする。

五 指定通所リハビリテーションの内容及び利用料その他の費用の額

(通所リハビリテーションの内容)

第7条 指定通所リハビリテーションの内容は次のとおりとする。

- 1 送迎
- 2 バイタルチェック
- 3 心身機能訓練
- 4 物理療法
- 5 日常生活動作訓練
- 6 言語訓練
- 7 嚥下訓練
- 8 集団体操
- 9 趣味活動
- 10 レクリエーション
- 11 食事介助
- 12 入浴介助
- 13 その他

(利用料等)

第8条 1 指定通所リハビリテーションを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定通所リハビリテーションが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証による。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う指定通所リハビリテーションに要した交通費は、その実費を徴収する。費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名を受けることとする。

3 昼食料金は、保険給付の対象外。全額自己負担非課税で1食550円とする。

六 通常の事業の実施地域

第9条 通常の事業の実施地域は、佐世保市内の離島を除く以下の日常生活圏域とする。

中里・皆瀬、相浦、日野、柚木、大野、春日、清水・大久保、金比良・赤崎・九十九、戸尾・光園・山手、小佐世保、潮見・白南風

七 サービス利用に当たっての留意事項

第10条 利用者は、通所リハビリテーションの利用に当たっては次の点に留意することとし、適切な利用に努めなければならない。

1 火気の取り扱いには充分注意することとし、喫煙は控えること。

2 事業所内の機器の使用に当たっては、常に適正な使用に努めること。

3 その他、他の利用者の迷惑となる行為又は事業の適切な運営に支障をきたすような行為は慎むこと。

八 非常災害対策

(緊急時等における対応方法)

第 11 条 1 理学療法士等は、通所リハビリテーションを実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 理学療法士等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(災害対策)

第 12 条 非常時・災害時の対策としては建物を所有する医療法人愛健会 愛健医院と協力し、避難・初期消火を実施する。又、予防として年 2 回の訓練に参加する。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

(高齢者虐待防止の推進)

第 13 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- 1 虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について事業所で周知徹底を図ること。
- 2 虐待の防止のための指針を整備すること。
- 3 理学療法士等に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
- 4 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての留意事項)

第 14 条 1 事業所は、理学療法士等の質的向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務推進体制を整備する。

- 2 理学療法士等は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者の雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は医療法人愛健会 愛健医院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附則)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から改正し施行する。

(附則)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から改正し施行する。